

下関市奨学金返還支援補助金交付要綱

下関市奨学金返還支援補助金交付要綱（平成31年4月1日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市産業の持続的な成長に向け、中小企業者を中心とした市内企業等の人材確保及び職場定着等を図り、もって本市の未来を担う若者の市内就業を促進するため、奨学金の返還に要する経費の一部を補助する下関市奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 大学等 次のア及びイに掲げる学校をいう。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、専門職大学、専門職短期大学及び高等専門学校並びに専修学校（専門課程に限る。）

イ 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校

(2) エントリー 第4条第1項に規定する交付候補者の認定を受けるための申請を行うことをいう。

(3) 事業所 本社、支社、工場、店舗、営業所その他のこれらに類する拠点をいう。

(4) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(5) 事業者 個人又は団体を問わず事業を営む者をいう。

(6) 登録企業等 第4条第1項に規定する交付候補者が就職を希望する事業者であって、市長が認める事業者として認定を受けたものをいう。

(7) 正社員等 雇用期間の定めのない雇用条件で企業等に採用され、社会保険に加入している者をいう。

(8) 交付対象者 補助金の交付の対象となる者をいう。

(9) 交付基準月 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める月をいう。

ア 第4条第2項第1号に規定する新卒候補者が交付対象者の場合 登録企業等に採用された日又は補助対象奨学金の返還を開始した日のいずれか遅い日の属する月

イ 第4条第2項第2号に規定する転入候補者が交付対象者の場合 登録企業等に採用された日が属する年度の翌年度の4月

ウ 第4条第2項第3号に規定する起業候補者が交付対象者の場合 起業した日の属する年度の翌年度の4月

(10) 交付基準日 前号アからウまでに規定するそれぞれの交付基準月から1年（補助金の交付年次が2年から5年までの各年にあつては、当該年数）を経過した日の属する月の初日をいう。

(11) 起業 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定による届出を行い、又は事業の本拠となる本社、本店又はこれらに類する事業所を有する法人を設立し、新規事業を開始することをいう。ただし、同条の規定による届出のみを行い、事業の実態がない場合及び第7条第3項第1号から第4号までに掲げる事業者が事業を開始する場合を除く。

（補助金の交付の対象となる奨学金）

第3条 補助金の交付の対象となる奨学金（以下「補助対象奨学金」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金のうち、第一種及び第二種の奨学金

(2) 下関市奨学金貸付条例（平成17年条例第107号）の規定により貸し付ける奨学金

（交付候補者の認定）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付の候補者（以下「交付候補者」という。）として市長の認定を受けなければならない。

2 交付候補者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 新卒候補者 本市に居住して登録企業等に就職することを希望する者で、大学等に在学中にエントリーするもの

(2) 転入候補者 次のアからウまでのいずれにも該当する者

ア 本市に居住して登録企業等に就職することを希望する者で、本市に転入する前又は本市に転入した日の翌日から起算して90日以内にエントリーをするもの

イ エントリーの日において満30歳に達していない者

ウ 本市に転入する前に引き続き90日以上市外に住民登録がある者

(3) 起業候補者 本市に居住して起業することを希望する者で、本市の特定創業支援等事業を修了した日の翌日から起算して90日以内にエントリーをするもの

3 第1項の認定を受けようとする者は、やまぐち電子申請サービスによる申請又は別表第1に掲げる様式に、同表に掲げる書類を添えて市長に提出することによりエントリーをしなければならない。

4 市長は、前項のエントリーがあったときは、その内容の調査及び審査を行い、適当であると認めるときは、当該申請をした者を交付候補者として認定するものとする。

5 交付候補者の認定期間は、交付基準月から5年を経過した月が属する年度の末日までとする。

6 市長は、第4項の規定による認定をしたときは、その旨を下関市奨学金返還支援補助金交付候補者認定通知書（様式第4号）により当該認定を受けた者に通知するものとする。

7 市長は、第4項の調査及び審査により、交付候補者に認定することが適当でないと認めるときは、その旨を下関市奨学金返還支援補助金交付候補者非該当通知書（様式第5号）により第3項のエントリーをした者に通知するものとする。

（非該当の届出）

第5条 交付候補者は、次の表の左欄に掲げる交付候補者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる非該当の事由のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を下関市奨学金返還支援補助金交付候補者非該当届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

交付候補者の区分	非該当の事由
----------	--------

新卒候補者	1 大学等を卒業し、又は修了することができなかったとき。 2 補助対象奨学金の返還が全額免除されたとき。 3 大学等を卒業し、又は修了した年度の翌年度に登録企業等に正社員等として採用されなかったとき。 4 交付基準月から起算して5年の間に登録企業等を退職したとき。ただし、当該退職の日から引き続き他の登録企業等に正社員等として採用された場合その他市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。
転入候補者	1 第1回目の交付基準日までに転入しなかったとき。 2 補助対象奨学金の返還が全額免除されたとき。 3 エントリーの翌日から起算して1年以内に登録企業等に正社員等として採用されなかったとき。 4 交付基準月から起算して5年の間に登録企業等を退職したとき。ただし、当該退職の日から引き続き他の登録企業等に正社員等として採用された場合その他市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。
起業候補者	1 補助対象奨学金の返還が全額免除されたとき。 2 エントリーの翌日から起算して1年以内に市内で起業しなかったとき。 3 交付基準月から起算して5年の間に主たる事業所を市外へ移転し、又は市内における事業を廃止したとき。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(交付候補者の認定の取消し)

第6条 市長は、交付候補者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第4項の規定による認定を取り消し、その旨を下関市奨学金返還支援補助金交付候補者認定取消通知書（様式第7号）により当該認定を取り消された者に通知するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定による届出があったとき。

(2) 交付候補者が前条の表の右欄に掲げる非該当の事由のいずれかに該当していることが判明したとき。

- (3) 交付候補者又は交付対象者が第16条の規定による報告をせず、虚偽の報告をし、又は報告及び調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(登録企業等の認定)

第7条 交付候補者が正社員等として就職を希望する事業者は、当該交付候補者の採用前に登録企業等として市長の認定を受けなければならない。

2 登録企業等は、次に掲げる者で市長の認定を受けたもの及び下関市役所とする。

(1) 市内に事業所がある中小企業者

(2) 前号に掲げる中小企業者以外の企業等で市内に事業の本拠となる本社、本店又はこれらに類する事業所を有する事業者

(3) 前2号に掲げる者以外の企業等で市内に事業所があり、市内の事業所に限定した採用を行う事業者

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、登録企業等としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第3号まで及び同条第5項に該当する事業を営む事業者

(2) 下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）が関与する事業者

(3) 公序良俗に反する事業を営む事業者

(4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）その他労働関係法令に違反していると認められる事業者

(5) 国又は地方公共団体（下関市を除く。）

(6) その他市長が適当でないと認める事業者

4 登録企業等の認定を受けようとする事業者は、下関市奨学金返還支援補助金登録企業等認定申請書（様式第8号）により、市長に申請しなければならない。

5 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容の調査及び審査を行い、適当であると認めたときは、その旨を下関市奨学金返還支援補助金登録企業等認定通知書（様式第9号）により当該申請をした事業者に通知するものとする。

6 登録企業等は、第2項各号に規定する要件に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(交付対象者)

第8条 交付対象者は、交付候補者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める要件を満たす者

ア 新卒候補者 大学等を卒業し、又は修了した年度の翌年度中に登録企業等に正社員等として採用され、市内の事業所に勤務すること。

イ 転入候補者 エントリーの翌日から起算して1年以内に登録企業等に正社員等として採用され、市内の事業所に勤務すること。

ウ 起業候補者 エントリーの翌日から起算して1年以内に市内で起業すること。

(2) 交付基準日において市内に住所を有する者

(3) 市税を滞納していない者

(4) 国、下関市以外の地方公共団体等における奨学金返還支援のための補助制度の適用を受けていない者

(5) 暴力団員等でない者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める者は、交付対象者としてすることができる。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、交付対象者1人につき次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額又は100万円のいずれか低い額とする。この場合において、補助対象奨学金は、元金部分のみとし、利息部分等は含めないものとする。

(1) 交付対象者が新卒候補者の場合 貸与又は貸付を受けた補助対象奨学金の総額の2分の1以内の額

(2) 交付対象者が転入候補者又は起業候補者の場合 交付基準月における貸与又は貸付を受けた補助対象奨学金の返還残額の2分の1以内の額

2 補助金は、交付基準月から1年を経過するごとに、1年につき補助対象奨学金の年返還額（交付基準日の属する月の前月から起算して1年前までの期間に返還した補助対象奨学金の額をいう。以下同じ。）の元金部分又は20万円のいずれか低い額を、5年間交付する。ただし、各年における補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第10条 交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、別表第2に掲げる様式に同表に掲げる書類を添えて、交付基準日から起算して60日以内（以下「申請期間」という。）に市長に申請しなければならない。ただし、第2回目以降の交付申請の際に、既に同一の添付書類を提出している場合は、その提出を省略することができる。

2 前項の規定による申請をする交付対象者は、交付基準日において第8条第1号及び第2号に掲げる要件に該当することとなった日から引き続き当該要件に該当するものでなければならない。ただし、事業主の都合による転勤その他やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、申請期間を過ぎた後においても補助金の交付申請を行うことができるものとする。

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、これを審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

(認定及び交付の条件)

第12条 市長は、第4条第1項の規定による交付候補者の認定、第7条第1項の規定による登録企業等の認定及び前条の規定による補助金の交付決定を行う場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(交付決定の通知)

第13条 市長は、第11条の規定により補助金の交付を決定したときは、その旨を下関市奨学金返還支援補助金交付決定通知書（様式第13号）により、当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、第11条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を下関市奨学金返還支援補助金不交付決定通知書（様式第14号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 交付対象者は、前条第1項の規定による通知があったときは、下関市奨学金返還支援補助金交付請求書(様式第15号)により、補助金の交付を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、補助金の交付を停止し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

(状況報告及び調査)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、交付候補者、交付対象者又は登録企業等に対し、雇用の継続、補助対象奨学金の返還の状況等について報告を求め、又は第7条第2項各号に掲げる登録企業等の要件及び第8条第1項各号に掲げる交付対象者の要件に関する調査をすることができる。

2 交付候補者、交付対象者及び登録企業等は、正当な理由がある場合を除いて、前項の規定による報告及び調査を拒んではならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の下関市奨学金返還支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付候補者の認定を受けた者について適用し、同

日前に交付候補者の認定を受けた者の取扱いについては、なお従前の例による。

別表第 1（第 4 条関係）

交付候補者の 区分	提出する様式	添付書類
新卒候補者	下関市奨学金 返還支援補助 金エントリー 用紙（新卒候補 者）（様式第 1 号）	1 在学証明書その他の大学等に在学している ことを証する書類 2 奨学金貸与証明書その他の補助対象奨学金 の貸与又は貸付を受けていることを証する書 類
転入候補者	下関市奨学金 返還支援補助 金エントリー 用紙（転入候補 者）（様式第 2 号）	1 住民票の写し、住民票の除票の写しその他 の市外において引き続き 90 日以上住民登録 があること又は本市に転入する前に市外にお いて引き続き 90 日以上住民登録があったこ とを証する書類 2 奨学金貸与証明書その他の補助対象奨学金 の貸与又は貸付を受けていることを証する書 類
起業候補者	下関市奨学金 返還支援補助 金エントリー 用紙（起業候補 者）（様式第 3 号）	1 認定特定創業支援等事業により支援を受け たことを証する書類 2 奨学金貸与証明書その他の補助対象奨学金 の貸与又は貸付を受けていることを証する書 類

別表第 2（第 10 条関係）

交付対象者の 区分	提出する様式	添付書類
交付対象者が	下関市奨学金	1 雇用証明書（様式第 12 号）又はこれに準ず

新卒候補者及び転入候補者の場合	返還支援補助金交付申請書 (新卒・転入候補者)(様式第10号)	る書類(発行後3月以内のもの) 2 住民票の写し(発行後3月以内のもの) 3 奨学金返還証明書その他の補助対象奨学金の返還の事実を証する書類(発行後3月以内のもの) 4 市税を滞納していないことを証する書類(発行後3月以内のもの) 5 大学等を卒業し、又は修了したことを証する書類 6 その他市長が必要と認める書類
交付対象者が起業候補者の場合	下関市奨学金返還支援補助金交付申請書 (起業候補者)(様式第11号)	1 起業した事業を個人で営んでいる場合 (1) 開業届の写しその他の起業したことを証する書類 (2) 確定申告書又は収支内訳書の写し (3) 起業候補者が市税を滞納していないことを証する書類(発行後3月以内のもの) 2 起業した事業を設立した法人で営んでいる場合 (1) 履歴事項全部証明書の写しその他の起業したことを証する書類 (2) 決算書の写しその他の事業を継続していることを証する書類 (3) 設立した法人及び起業候補者が市税を滞納していないことを証する書類(発行後3月以内のもの) 3 住民票の写し(発行後3月以内のもの) 4 奨学金返還証明書その他の補助対象奨学金の返還の事実を証する書類(発行後3月以内のもの)

		5 大学等を卒業し、又は修了したことを証する書類 6 その他市長が必要と認める書類
--	--	--